

高知県 南海トラフ地震防災対策計画及び南海トラフ地震防災規程作成の手引

目次

- 1 一般的事項
 - (1) 対策計画及び南海トラフ地震防災規程
 - (2) 計画等の作成義務者
 - (3) 計画等の作成指導機関及び提出先
 - (4) 計画等の作成期限
 - (5) 計画等を変更した場合の措置
 - (6) 作成すべき計画等
 - (7) 南海トラフ地震防災規程相互間の関係
 - (8) 南海トラフ地震防災規程の形式
 - (9) 提出書類の種類、部数等
- 2 計画等の作成の前提条件
- 3 計画等に定めるべき事項

別紙1 作成義務者の一覧表

別紙2 対策計画の基本となるべき事項

参考 対策計画届出書類等の様式

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則第2条
第1～3項関係)

1 一般的事項

(1) 対策計画及び南海トラフ地震防災規程

ア 南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）とは、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、津波に係る地震防災対策に関し作成を義務付けられた計画をいうものである。

イ 南海トラフ地震防災規程とは、法第8条の規定により、関係法令に基づく防災又は保安に関する計画又は規程（例えば、消防法に基づく消防計画又は予防規程等）に、対策計画に定める事項を定めた場合、当該事項について定めた部分をいうものである。

(2) 計画等の作成義務者

指定された南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）内において、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき都府県知事が設定する津波浸水想定（当該津波浸水想定が未設定の場合は、国が作成した南海トラフ巨大地震の津波による浸水想定に準じ、都府県知事が設定し、公表した津波による浸水想定）において、水深30cm以上の浸水が想定される区域において、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」（以下「政令」という。）第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者（推進計画の作成義務者を除く。）が、対策計画又は南海トラフ地震防災規程（以下「計画等」という。）の作成義務者である。

(3) 計画等の作成指導機関及び提出先

計画等の作成指導は、それぞれの計画等の受理機関が行うものである。

計画等の提出先は、次のとおりである。

ア 対策計画の場合、都府県知事

イ 南海トラフ地震防災規程の場合、関係法令の規定に基づく計画又は規程の許認可権限者又は届出受理者（別紙1参照）

(4) 計画等の作成期限

計画等の作成期限は、次のとおりである。

ア 当該地域内において政令第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営することとなる者

期限：施設又は事業の開業前（法第7条第1項）

イ 推進地域の指定の際、当該地域内において政令第3条各号に掲げる施設又は事業を現に管理し、又は運営している者

期限：当該指定のあった日から6ヶ月以内（法第7条第2項）

(5) 計画等を変更した場合の措置

計画等を変更した者が、施設の拡大、事業内容の変更等により当該計画等を変更する必要が生じた場合の手続は次のとおりである。

ア 対策計画の場合、遅滞無く届け出ること（法第7条第6項）。

イ 南海トラフ地震防災規程の場合は、それぞれの法令の規定による手続によること。

(6) 作成すべき計画等

(2)に掲げる作成義務者は、対策計画又は南海トラフ地震防災規程のいずれかを作成するもので（別紙1参照）、対策計画と南海トラフ地震防災規程を重複して作成する必要はないものである。

ア 対策計画は、イに該当しない者で、法の適用を受ける施設又は事業を管理又は運営する者が作成するものである。

イ 南海トラフ地震防災規程は、関係法令の規定により、防災又は保安に関する計画又は規程の作成を義務づけられている施設又は事業を管理又は運営する者が作成するものである。

(7) 南海トラフ地震防災規程相互間の関係

ア 施設又は事業で複数の法令の適用を受けることにより、消防計画、予防規程等複数の計画又は規程の作成を義務づけられているものについては、施設又は事業を管理し、又は運営する者が、それぞれの計画又は規程において、南海トラフ地震防災規程を定める必要がある。

この場合、それぞれの計画又は規程相互間に矛盾や不統一が生じないように、一体性、整合性を保つため、共通する部分は同文で定めること。

イ 消防法第8条第1項の規定の適用をうける複合用途防火対象物に係る南海トラフ地震防災規程は、権原者ごとのもの（消防法施行規則第3条第6項）及び建物全体に関するもの（消防法施行規則第4条第4項）の両方を作成する必要がある。

(8) 南海トラフ地震防災規程の形式

南海トラフ地震防災規程は、既存の計画又は規程にとけこむ形式又は別冊として作成する形式が考えられるが、届出等を要するのは南海トラフ地震防災規程の部分のみであるので、別冊として作成することが望ましい。

(9) 提出書類の種類、部数等

ア 対策計画の場合

届出

(ア) 別記様式第1の届出書 1部

(イ) 計画書（正本） 1部

(ウ) 添付書類 1部

写しの送付

} 都府県知事へ提出

(ア) 別記様式第2の送付書	1部	} 市町村長へ送付
(イ) 計画書の写し	1部	
(ウ) 添付書類	1部	

イ 南海トラフ地震防災規程の場合

届出

(ア) それぞれの法令で定める届出書等	それぞれの法令で定める部数	} 提出先へ提出
(イ) 計画書	それぞれの法令で定める部数	
(ウ) 添付書類	それぞれの法令で定める部数	

写しの送付

(ア) 別記様式第3の送付書	1部	} 市町村長へ送付
(イ) 計画書の写し	1部	
(ウ) 添付書類	1部	

2 計画等の作成の前提条件

計画等の作成にあたっては、施設又は事業所が所在する地域について、都府県が作成している科学的に想定し得る最大規模の地震・津波による津波浸水想定（浸水域、浸水深、到達時間等）を前提に、施設又は事業所にとって最も厳しい条件を想定し、これまでの地震・津波対策の延長では十分な対応が困難となる場合があることも考慮し、検討する必要がある。

なお、計画等の作成にあたっては、以下の点に留意されたい。

- (1) 施設又は事業所が所在する地域における津波の浸水想定では、津波の浸水深は30センチメートル以上であるが、浸水深が30センチメートル以上に達すると、津波に巻き込まれた人は避難行動がとれない（動けない）状況となること。
- (2) 津波の到達時間が極めて短い地域が存在し、素早い避難の確保が重要であること。
- (3) 広範囲にわたり強い揺れ（震度6弱以上）が想定されているが、震度6弱とは、耐震性の低い住宅では倒壊するものがあり、耐震性の高い住宅でも壁や柱が破損するものがある揺れ方であり、また、多くの人立っていることができない程度の揺れ方であること。
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、被災地域以外では、ライフラインは原則として継続され、多くの地域で地震の発生に注意しながら通常の社会活動が営まれているが、事前避難対象地域には、市町村から、後発地震に備えて1週間避難勧告等が発令されること。
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の企業活動への影響は、以下のようなものが想定されること。

- ・ 事前避難対象地域に居住している従業員が、避難所等で避難生活を送っていることや、学校の臨時休業や一部の交通機関の停止等により、企業等に出勤可能な従業員が減少する。
 - ・ 事前避難対象地域や被災地域に位置する取引先の事業停止等により、必要な経営資源の調達が困難となる。
- (6) 事前避難対象地域の位置等の確認にあたっては、市町村や関係機関が定める計画を参照することとし、計画が検討途上の場合は、市町村や関係機関に相談し、防災対応の検討状況や方向性について確認することが望ましい。

3 計画等に定めるべき事項

計画等に定めるべき事項は、①南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項、②南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項、③南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項、④地震防災上必要な教育及び広報に関する事項とされているが、法の規定によりこれらの事項の基本となるべき事項は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定められている。また、南海トラフ沿い大規模地震の発生可能性が相対的に高まったと評価された場合に、地方公共団体、指定公共機関、企業等がとるべき防災対応を検討し、あらかじめ計画としてとりまとめるために参考となる事項を記載した「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」がある。これらを「計画等に明示すべき事項」と「計画等の作成に当たって留意すべき事項」に区分すると別紙2のとおりとなる。

計画等を作成する場合は、震災予防対策及び地震時の災害応急対策相互間の連続性、整合性を保つよう十分注意する必要がある。

なお、南海トラフ地震防災規程については、関係法令において定めるべき事項を規定しているので、作成に当たっては、関係法令、通達等を参照する必要がある。

また、計画内容については、基本計画を基本として作成することになるが、この場合、施設又は事業の特性、立地条件、規模等を勘案して作成する必要がある。

関係自治体においては、地域の実情が適切に反映された実効性のある計画となるよう、関係機関と協力し対策計画等の作成指導にあたること。

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と 根拠法令	提出先	提出部数(写しの部数)	届出書又は送付書に添付する書類
政令第3条第3号に規定する施設	予防規定を定めなければならない危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所 【危険物の規制に関する政令第37条】	消防法第14条の2第1項に規定する予防規程	市町村長(都府県知事又は総務大臣)	2部(1部) ※危険物の規制に関する規程等(各第9項)	同上
政令第3条第4号に規定する施設	火薬類の製造所(経済産業大臣の許可) 【火薬類取締法第3条】	火薬類取締法第28条第1項に規定する危害予防規程	経済産業大臣又は知事	1部(1部)	同上
政令第3条第5号に規定する施設	高圧ガスを製造する事業所(不活性ガスのみ製造に係る事業所を除く) (都道府県知事の許可) 【高圧ガス保安法第5条第1項】	高圧ガス保安法第26条第1項に規定する危害予防規程	知事	1部(1部)	同上
政令第3条第6号に規定する施設	当該施設において通常貯蔵し、又は1日に通常製造し、若しくは取り扱う毒物又は劇物の総トン数が、毒物にあつては20トン以上、劇物にあつては200トン以上の施設 【毒物及び劇物取締法第2条】	対策計画	知事	1部(1部)	同上
政令第3条第7号に規定する施設	核燃料物資等の製錬施設(3条)、加工施設(13条)、原子炉施設(23条、43条の3の5)、使用済燃料貯蔵施設(43条の4)、再処理施設(44条)、使用施設等(53条) 【核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第3条他】	対策計画	知事	1部(1部)	同上
政令第3条第8号に規定する施設	第一種事業所及び第二種事業所(石油コンビナート等特別防災区域に所在し、相当量の石油等を取り扱う事業所) 【石油コンビナート等災害防止法第2条第6号】	石油コンビナート等災害防止法第18条第1項に規定する防災規程	市町村長(知事)	1部(1部)	同上
政令第3条第9号に規定する事業	第一種鉄道事業、第二種鉄道事業及び第三種鉄道事業者 (指定公共機関以外の鉄道事業者が対象) 【鉄道事業法第2条第1項】	鉄道に関する技術上の基準を定める省令第3条第1項の実施基準	地方運輸局長	1部(1部)	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び南海トラフ地震防災規程の写しの送付に係る市町村の名称を明らかにした書面
	索道事業(他人の需要に応じ索道による旅客事業。貨物の運送は除く。) 【鉄道事業法第2条第5項】	索道施設に関する技術上の基準を定める省令第3条の細則	地方運輸局長	1部(1部)	同上

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と 根拠法令	提出先	提出部数(写しの部数)	届出書又は送付書に添付する書類
政令第3条第10号に規定する事業	軌道を敷設して運輸事業を営業者 【軌道法第3条】	軌道運転規則第4条第1項の施設及び車両の整備並びに運転取扱に関して定められた細則	地方運輸局長	1部(1部)	同上
政令第3条第11号に規定する事業	一般旅客定期航路事業 【海上運送法第2条第5項】	海上運送法施行規則第7条の2第1項及び第21条の19第1項の安全管理規程	国土交通大臣又は地方運輸局長	1部(1部)	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面、航路図及び南海トラフ地震防災規程の写しの送付に係る市町村の名称を明らかにした書面
	旅客不定期航路事業 【海上運送法第21条第1項】	海上運送法施行規則第23条の4において準用する同施行規則第7条の2第1項の安全管理規程	国土交通大臣又は地方運輸局長	1部(1部)	同上
政令第3条第12号に規定する事業	一般乗合旅客自動車運送事業(路線バス) 【道路運送法第3条第1号イ】	旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項の運行管理規程	—	—(1部)	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面、運行系統図及び南海トラフ地震防災規程の写しの送付に係る市町村の名称を明らかにした書面
政令第3条第13号に規定する施設	学校(小中高大学校、高専、盲・聾・養護学校、幼稚園等1条) 専修学校(82条の2) 各種学校(83条) 【学校教育法第1条、第82条の2、第83条】	(収容人員50人(盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園にあつては30人)以上のもの)消防法第8条第1項に規定する消防計画	消防長(市町村長)又は消防署長	1部(1部)	当該施設の位置を明らかにした図面
		(収容人員50人(盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園にあつては30人)未満のもの)対策計画	知事	1部(1部)	同上

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と 根拠法令	提出先	提出部数(写しの部数)	届出書又は送付書に添付する書類
政令第3条第14号に規定する施設	児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター) 【児童福祉法第7条第1項】 身体障害者社会参加支援施設(身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設) 【身体障害者福祉法第5条第1項】 保護施設(救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設) 【生活保護法第38条第1項】 婦人保護施設 【売春防止法第36条】	(社会福祉施設等のうち収容人員 10人、30人または50人以上のもの) 消防法第8条第1項に規定する消防計画	消防長(市町村長)又は消防署長	1部(1部)	同上
	老人福祉施設(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター) 【老人福祉法第5条の3】 有料老人ホーム(常時10人以上の入所) 【老人福祉法第29条第1項】 介護老人保健施設 【介護保険法第8条第28項】 障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム 【障害者総合支援法第5条第1項、11項、27項、28項】	(社会福祉施設等のうち収容人員 10人、30人または50人未満のもの) 対策計画	知事	1部(1部)	同上
政令第3条第15号に規定する施設	鉱山 【鉱山保安法第2条第2項】	対策計画	知事	1部(1部)	同上
政令第3条第16号に規定する施設	貯木場 【港湾法第2条第5項第8号】	対策計画	知事	1部(1部)	同上
政令第3条第17号に規定する施設	人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物で内閣府令で定めるものを常設の施設を設けて公衆の観覧に供する事業(当該事業の用に供する敷地の規模が1万平方メートル以上のものに限る。)(動物園)	対策計画	知事	1部(1部)	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び対策計画の写しの送付に係る市町村の名称を明らかにした書面

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と 根拠法令	提出先	提出部数(写しの部数)	届出書又は送付書に添付する書類
政令第3条第18号に規定する施設	地方道路公社管理道路 【道路法第2条第1項】 一般自動車道 【道路運送法第2条第8項】	対策計画	知事	1部(1部)	同上
政令第3条第19号に規定する施設	基幹放送事業 【放送法第2条第2号】 基幹放送局提供事業 【放送法第118条第1項】	対策計画	知事	1部(1部)	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び対策計画の写しを送付した市町村名を明らかにした書面
政令第3条第20号に規定する施設	ガス事業(ガス小売事業、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業及びガス製造事業) 【ガス事業法第2条第11項】	(ガス小売事業) ガス事業法第24条に規定する保安規程	経済産業大臣	1部(1部)	同上
		(一般ガス導管事業) ガス事業法第64条に規定する保安規程	経済産業大臣		
		(特定ガス導管事業) ガス事業法第84条第1項において準用する同法第64条に規定する保安規程	経済産業大臣		
		(ガス製造事業) ガス事業法第97条に規定する保安規程	経済産業大臣		
政令第3条第21号に規定する事業及び施設	水道事業(水道事業(2項)、水道用水供給事業(4項)、専用水道(6項)) 【水道法第3条】	対策計画	知事	1部(1部)	事業にあたって当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び対策計画の写しを送付した市町村名を明らかにした書面 施設にあつては当該施設の位置を明らかにした図面

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と 根拠法令	提出先	提出部数(写しの部数)	届出書又は送付書に添付する書類
政令第3条第22号に規定する事業	電気事業(電気事業、小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業及び発電事業) 【電気事業法第2条第1項第16号】	電気事業法第42条第1項に規定する保安規程	経済産業大臣又は産業保安監督部長	1部(1部)	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び南海トラフ地震防災規程の写しを送付した市町村名を明らかにした書面
政令第3条第23号に規定する事業	石油パイプライン事業 【石油パイプライン事業法第2条第3項】	石油パイプライン事業法第27条第1項に規定する保安規定	経済産業大臣、国土交通大臣及び総務大臣	1部(1部)	同上
政令第3条第24号に規定する施設	前各号以外の工場等で、勤務者が1,000人以上の工場等(工場、作業所、事業場)	消防法第8条第1項に規定する消防計画	消防長(市町村長)又は消防署長	1部(1部)	当該施設の位置を明らかにした図面

別紙2 対策計画の基本となるべき事項

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
<p>第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第1 各計画において共通して定めるべき事項</p> <p>1 津波に関する情報の伝達等</p> <p>2 避難対策</p> <p>3 応急対策の実施要員の確保等</p>	<p>各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法</p> <p>避難場所、避難経路、その他円滑な避難の確保のために必要な対策等</p> <p>円滑な避難のために必要な安全確保対策</p> <p>具体的な要員の確保</p> <p>必要に応じ指揮機能を持った組織を設置する場合において、当該組織の内容等</p>	<p>通常使用している情報伝達網が地震・津波の影響により寸断される可能性があること。</p> <p>津波警報等が発表されたとき又はそれらが発表される前であっても大きな揺れを感じたときの的確な避難のためのものであること。</p> <p>安全確保対策の実施にあたっては、強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、安全な場所に避難することを原則とし、その後、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕がある場合に、避難に要する時間を十分確保した上で行うものであること。</p> <p>避難行動要支援者の避難支援、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導についても配慮すること。</p> <p>避難誘導に従事する者の安全な避難の確保についても定めること。</p> <p>1に定める伝達方法及び伝達手段の実態並びに所要要員の不時の欠員に備えた代替要員。</p>

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
<p>第2 個別の計画において定めるべき事項</p> <p>1 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>(1) 津波警報等の顧客等への伝達</p> <p>(2) 顧客等の退避及び避難のための措置</p> <p>(3) 施設の安全性を踏まえた措置</p>	<p>その施設に出入りしている患者、観客、顧客、宿泊者その他不特定かつ多数の者（以下「顧客等」という。）に対し、津波警報等を伝達する方法</p> <p>施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等の発表が行われる前であっても、直ちに避難するよう顧客等に対し伝達する方法</p> <p>顧客等の退避誘導方法及び退避誘導実施責任者</p>	<p>① 顧客等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な退避等の行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法の検討。</p> <p>② 顧客等が適切な退避行動をとり得るよう避難場所や避難経路、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するための十分な事前検討。</p> <p>中・高層の建築物に存するまたは入居している施設について、高台等への避難に相当な時間を要する場合で、耐震性・耐浪性を有するなど安全性が確保されている場合においては、その地域に予想される津波の高さより高い床標高を有する階（原則として3階以上）を避難場所とすることができるものとする。</p>

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
<p>(2) 電気事業</p>	<p>津波からの円滑な避難確保のため、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報の実施</p> <p>津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うため、電力供給の確保のためにとるべき措置</p> <p>災害応急活動の拠点等に対して、電力を優先的に供給するための方策</p>	
<p>(3) ガス事業</p>	<p>津波からの円滑な避難確保のため、利用者によるガス栓の閉止等、火災等二次災害防止のために必要な措置に関する広報の実施</p>	
<p>(4) 通信</p>	<p>電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等とるべき措置</p> <p>災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策</p>	

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
<p>(3) 危険動物を公衆の観覧に供する事業 (敷地規模が1万平方メートル以上のものに限る)</p> <p>(4) 工場等で勤務人員が千人以上のもの</p> <p>第3節 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>(1) 各計画において共通して定める事項 ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等</p>	<p>当該事業の用に供する敷地に入出入する観客に対する津波警報等の伝達方法及び観客の避難誘導等のとるべき具体的措置</p> <p>危険動物の動物舎への収容その他必要な応急的保安に関する具体的措置</p> <p>当該工場に勤務し又は出入する者（以下「従業員等」という。）に対する津波警報等の伝達方法及び従業員等の避難のための具体的措置</p> <p>情報伝達の経路、体制及び方法</p>	<p>気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて従業員等の緊急参集、情報の収集及び共有、顧客等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとする。</p>

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
<p>第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>(1) 各計画において共通して定める事項</p> <p>ア 災害応急対策をとるべき期間等</p> <p>イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等</p> <p>ウ 工事中建築物等における安全確保上講ずべき措置</p>	<p>後発地震に対して警戒する措置及び後発地震に対して注意する措置の内容</p> <p>各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置についての方針</p>	<p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものであること。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものであること。</p> <p>勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。</p> <p>南海トラフ地震臨時情報の発表やその具体的な内容等の情報を把握する責任者（及び代理人）を定めておく必要がある。</p>

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
<p>(2) 個別の計画において定める事項</p> <p>ア 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者</p>	<p>病院や百貨店等については、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、顧客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法</p> <p>当該施設が住民事前避難対象地域内にあるときは、退避後の顧客等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者又は安全確保のための措置</p>	<p>病院や百貨店等については、原則として営業を継続するものとする。その際、個々の施設が耐震性・耐浪性を有する等安全性に配慮するものとする。</p> <p>住民事前避難対象地域に位置する劇場、百貨店、旅館等は、避難勧告が発令された場合、顧客等の安全確保のための適切な対応をとる。</p> <p>大規模施設においては、施設の全エリアに南海トラフ地震臨時情報等が正確に伝わるよう伝達方法等を考慮することが望ましい。</p> <p>避難地や津波危険予想地域等の位置、交通の規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討することが望ましい。</p> <p>平常時から、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応を掲示板等で周知しておくことが望ましい。</p> <p>【金融機関】</p> <p>住民事前避難対象地域内において、避難勧告が発令された場合、営業を中止する店舗については、地域住民や取引者に対して事前に周知することが望ましい。</p>

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
	<p>病院においては、患者等の保護等の方法</p>	<p>個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮するものとする。</p> <p>事前避難対象地域に位置する病院は、避難勧告等が発令された場合、患者等の安全確保のため、病院外での生活が可能な入院患者の引き渡しや、入院患者の転院の準備について検討する。</p> <p>土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、土砂災害防止法に基づき作成している避難確保計画等を参考に入居者の安全確保を検討する事が望ましい。</p>
<p>イ 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者</p>	<p>必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移し替え作業等の停止その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項</p> <p>後発地震による津波の発生に備えて、施設内部における自衛消防等の体制として準備すべき措置の内容、救急要員、救急資機材の確保等救急体制として準備すべき措置</p>	<p>当該施設の内外の状況を十分に勘案し、関係法令等に基づき社会的妥当性があるとともに技術的に妥当と考えられるものであるものとする。また、実際に動員できる要員体制を踏まえるとともに、作業員の安全確保を考慮した十分な実効可能性を有するものとする。</p> <p>住民事前避難対象地域に位置する石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設は避難勧告が発令された場合、顧客や地域住民等の安全確保のための適切な対応をとる。</p> <p>必要がある場合には施設周辺地域の地域住民等に対して適切な避難等の行動をとる上で必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討するものとする。</p>

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
<p>ウ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者</p> <p>(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の旅客等への伝達</p> <p>(イ) 運行等に関する措置</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、顧客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法</p> <p>発着場等の施設のみならず運行中の列車、船舶、バス等に対する伝達方法</p> <p>住民事前避難対象地域内にあるときは、退避後の顧客等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者又は安全確保のための措置</p> <p>① 鉄道事業、軌道事業については南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応</p> <p>② 一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業については、港湾施設に被害が生じた場合及び津波による危険が予想される場合においては、出航の中止、目的港の変更又は運行中止、旅客の下船、船舶の安全な海域への退避等の措置を講ずるものとし、その具体的な実施要領</p> <p>③ 一般乗合旅客自動車運送事業については、走行路線に住民事前避難対象地域がある場合等における運行の停止その他運行上の措置</p>	<p>鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業は広域的な地域間連携や地域交通の維持等重要な役割を担っているため、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応をとるものとする。</p> <p>津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。</p>

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
<p>(ウ)(イ)の結果生ずる滞留旅客等に対する措置</p> <p>エ 学校、社会福祉施設を管理・運営する者</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置</p> <p>幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法</p> <p>社会福祉施設においては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの具体的方法</p>	<p>学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。</p> <p>事前避難対象地域に位置する学校は、避難勧告等が発令された場合、児童生徒等の安全確保のため、臨時休業等の適切な対応をとるものとする。</p> <p>情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮するものとする。</p> <p>事前避難対象地域に位置する社会福祉施設は、避難勧告等が発令された場合、施設外での生活が可能な入居者の引き渡しなど、利用者の安全確保のため、緊急的に必要な措置を検討する。</p>

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
	<p>学校、社会福祉施設が事前避難対象地域内にあるときは、具体的な避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等</p>	<p>要配慮者等の避難誘導について配慮するものとする。</p> <p>地域住民等の避難場所となる施設については、児童生徒等が利用する部分と地域住民が利用する部分を市町村との協議に応じて明確にすることが望ましい。</p> <p>土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、土砂災害防止法に基づき作成している避難確保計画等を参考に入居者の安全確保を検討する事が望ましい。</p>

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
<p>オ 水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係</p>	<p>① 水道事業については、必要な飲料水を供給する体制を確保すること</p> <p>② 電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保すること</p> <p>③ ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保すること ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項 後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施すべきこと及びその実施体制</p> <p>④ 電気通信事業者は、通信の維持に関する必要な体制の確保すること。及び災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における貯水の励行について広報する計画を定めることが望ましい。</p> <p>原子力事業者は、地震の規模に応じて点検を実施するなど、安全を確保した上で適切な対応をとる。</p> <p>地震が発生したとき直ちに供給を停止できる体制の整備及び施設の点検の具体的方法を示すことが望ましい。</p> <p>通信については、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、音声通話サービスを中心に輻輳が発生するおそれがあり、この場合、電気通信事業者による通信輻輳対策が行われる。</p> <p>この対策により、緊急通報、災害時優先電話等の重要通信が確保できるものの、他方、被災地内の安否確認等に関する通信に支障が出るのが想定される。</p> <p>電気通信事業者は、当該事態が発生した場合における通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、運用開始の周知方法等の措置の内容を定めることが望ましい。</p>

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
	<p>⑤ 放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとし、その内容</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は、各計画主体と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。</p> <p>また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意するものとする。</p> <p>なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。</p> <p>平常時における地域住民への南海トラフ地震臨時情報等に関する広報について定めることが望ましい。</p>

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
<p>カ その他の施設又は事業関係</p> <p>(1) 鉱山</p> <p>(2) 貯木場</p> <p>(3) 危険動物を公衆の観覧に供する事業 (敷地規模が1万平方メートル以上のものに限る。)</p>	<p>① 構内作業員に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達の方法及び伝達後の退避等の行動についての具体的な実施内容 集積場等で保安上応急の措置を講ずる必要が認められるものについては、その具体的な措置</p> <p>② 貯木に対する具体的な流出防止措置</p> <p>③ 当該事業の用に供する敷地に入出する観客に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達の方法及び観客の退避等とすべき措置についての具体的な実施内容 危険動物の動物舎への収容その他必要な応急的保安措置の実施等に関する具体的な事項</p>	<p>住民事前避難対象地域に位置するその他の施設は、避難勧告が発令された場合、利用者等の安全確保のための適切な対応をとる。</p> <p>捨石堆積場及び埋立場の監視及び危険時の地域住民への伝達措置を定めることが望ましい。 災害が発生した場合の応急措置のための資機材、その他の準備について定めることが望ましい。 採鉱跡、その他地域に対し危険を及ぼすおそれのある施設等についての事前点検及び保安対策の実施について定めることが望ましい。</p> <p>応急措置の作業員の避難等安全措置に配慮するものとする。 情報伝達体制は、作業位置による伝達漏れのないように定めることが望ましい。 地震発生後の応急措置の準備（木材の海面への流出時における情報の収集連絡体制、流出物の除去作業体制）について定めることが望ましい。</p> <p>動物の動物舎への緊急収容の方法、動物の捕獲、射殺、動物舎の監視体制等の措置を定めることが望ましい。 施設、設備等の点検や安全対策を具体的に定めることが望ましい。</p>

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
<p>第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>(1) 各計画において共通して定める事項</p> <p>ア 災害応急対策をとるべき期間等</p> <p>イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達等</p> <p>ウ 関係機関のとるべき措置</p>	<p>後発地震に対して注意する措置</p> <p>各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法</p> <p>施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとし、その内容</p>	<p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間</p> <p>勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。</p>

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
	顧客等に対する広報の実施方法及びその内容	<p>(6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</p> <p>(7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題</p> <p>この広報の内容には、顧客等が津波からの避難をはじめとしての確な判断に基づいた行動ができるよう、少なくとも次の事項を含むものとする。</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び地震が発生した場合に、出火防止、顧客同士協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</p> <p>(2) 正確な情報入手の方法</p> <p>(3) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>(4) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</p> <p>(5) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識</p>